

【琴ヶ浜ふれあいセンター】避難所運営マニュアル(表)

災害対策本部	芸西村総務課	TEL : 0887-33-2111 FAX : 0887-33-4035
--------	--------	--

避難所運営マニュアルとは、災害発生時の避難行動や避難所運営を円滑に行うために必要なものです。災害時には、役場の職員も被害にあう可能性があり、住民の皆様によって避難所を運営して頂かなくてはなりません。そういった状況でも避難所運営していけるように、このようなマニュアルを作成しております。

この避難所の対象者は？

- 堀切、和食浜西、和食浜中、浜東、浜浦、叶木にお住まいの方で、子どもがいる家族が対象となります。(地区全体で子どもがいる家族が少ないため。)
- **避難所の定員は30名**です。定員を超えた場合は、芸西村村民体育館に案内します。

1. 避難所を開設するための準備

集まった人の中でリーダーを決めます。(部落長の中から選出、いない場合は話し合いで決定します。) 以降の作業はリーダーの指示により、避難者で手分けして行います。



①鍵の入手

- 感震ボックスもしくは、施設の担当職員、芸西村役場より鍵を入手します。

②避難所の安全確認 (※裏面の「避難所の安全確認チェック表」をご確認ください。)

- 建物外観の破損や建物周辺で避難所に危険が及ぶ事象がないか 等

③トイレの確保 (※裏面の「衛生面について」をご確認ください。)

- トイレの水洗利用を禁止し、便袋等の準備 等

④避難スペースの区割り

- 右図の配置を参考に、避難スペースに毛布等を並べます。

⑤受付の設置

- 玄関に机を設置し、避難者名簿、避難者カード、筆記用具等を準備します。

⑥避難所開設の報告 (※別途添付資料のP.4をご確認ください。)

- 芸西村役場に避難所を開設した旨を、トランシーバー又は携帯電話で報告します。
※避難者の中に負傷者がいる場合は、出来る範囲で応急手当を行い、必要に応じて医療救護所(村民会館)への搬送を要請・検討します。

2. 避難者受け入れ

①避難者の選定

- 避難者が避難所定員より多い場合は、避難者の選定を行います。(定員の目安: 30人)
※他の避難所への移動が困難な場合は、定員に関係なく避難者の受け入れを検討します。

②避難者受付

- 「受付用紙」に必要事項を記入してもらい、「避難者カード」を渡します。
- 避難スペースへ誘導し、「避難者カード」の記入をお願いします。
※食料・物資等の配給のため、在宅避難者の名簿も作成します。

③避難所の状況報告

- 避難者の受け入れが終了したら、「避難所の状況連絡票」を作成し、災害対策本部に報告します。

3. 避難所の運営

小規模な避難所であるため、皆さんで協力しながら、避難所を運営しましょう。

■総務担当 (リーダーを含む)

- 避難者名簿の管理、更新・芸西村役場との連絡・情報収集、伝達

■食料・物資担当

- 物資の管理、要請、調達・炊き出し・物資、食料の配給

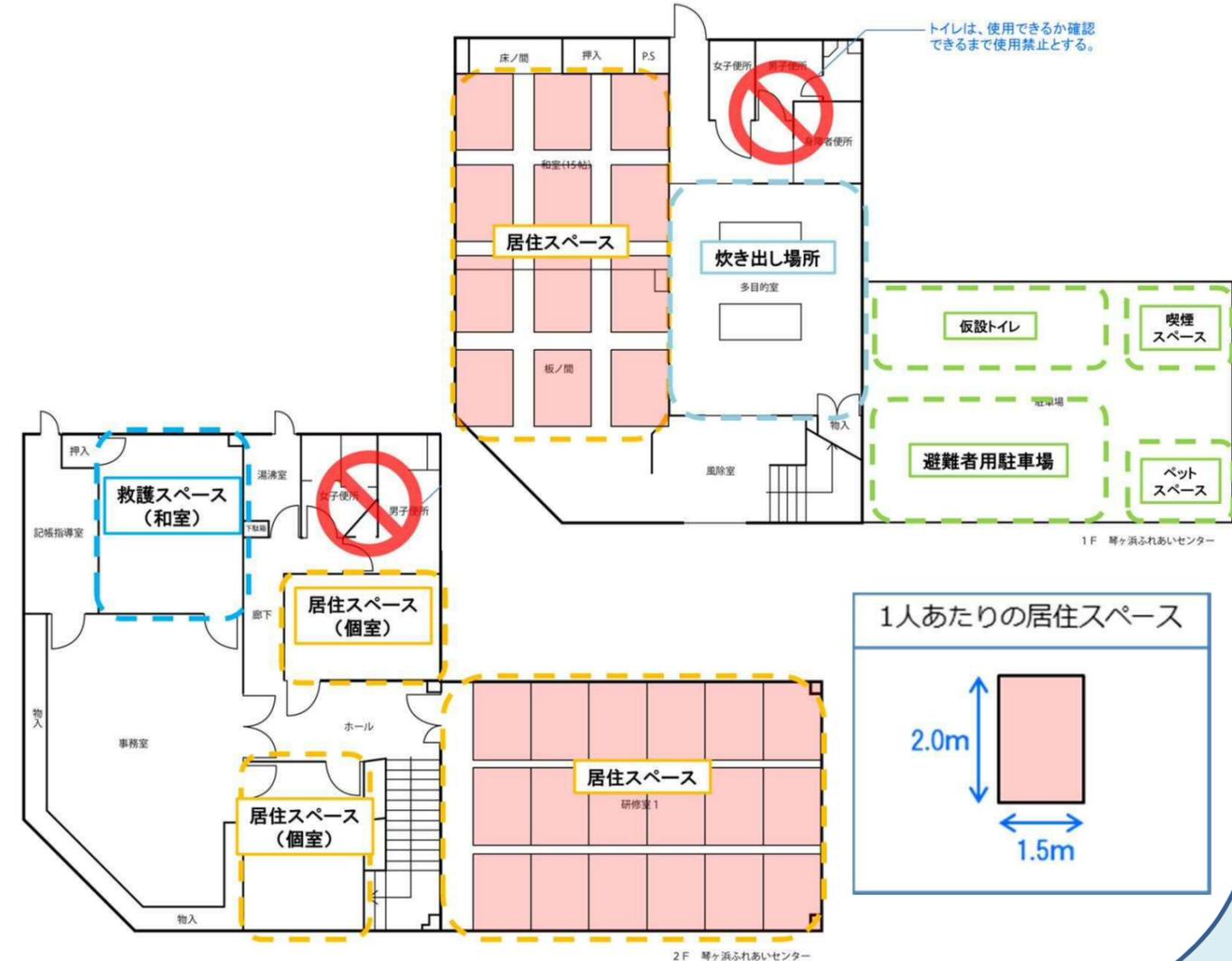
■衛生担当

- 施設の清掃・環境の維持・傷病者の対応

※運営担当は、定期的(1週間を目安)に交代しましょう。

施設内の配置計画

- 避難所開設時の参考となるように、事前に配置計画を定めています。
- また、下記の配置計画はあくまで一例ですので、避難者数や状況に応じて適宜調整してください。



避難所安全確認チェック表

余震などによる二次災害を防ぐため、**開設前に施設の応急的な安全確認を行います**

※施設に危険を感じる場合は、避難所としての使用を控えてください。

※確認者の安全を第一とし、明らかに危険な場合は、実施しないでください。

※施設の安全が確認できるまでは、避難者を建物内に立ち入らせず、駐車場などで待機させましょう。

① 建物の外観や周辺環境に関する確認

1	隣接する建物が傾き、避難所に倒れ込む危険があるか	ある	ない
2	周辺で地滑り、崖崩れ、液状化、地盤沈下があったか	ある	ない
3	建物の基礎が壊れていないか	ある	ない
4	建物自体の傾きがみられないか	ある	ない
5	外壁が落下したり、大きな亀裂が入ったりしていないか	ある	ない
6	骨組みが壊れたり変形したりしていないか	ある	ない
7	1～6以外に、危険性を強く感じる点がないか	ある	ない

※「ある」に1つでも○がある場合は、避難所として活用できません。
速やかに建物から離れ、事前に決めた優先順位に基づいて、次の避難所へ移動します。

※全て「ない」なら、
②建物内部の確認へ進みます。

② 建物内部における確認

8	床が大きくゆがんだり、割れたりしていないか	ある	ない
9	柱が折れたり、割れたりしていないか	ある	ない
10	内壁に大きなひび割れがあったり、崩れ落ちたりしていないか	ある	ない
11	ゆがんで開閉できないドアが複数箇所ないか	ある	ない
12	天井の落下がないか	ある	ない

※「ある」に1つでも○がある場合は、避難所として活用できません。
速やかに建物から離れ、事前に決めた優先順位にもとづいて、次の避難所へ移動します。

※全て「ない」なら、避難所として活用可能です。

※これらのチェック項目はあくまで応急的な確認を行うためのもので、安全を保証するものではありません。

※これらのチェック項目で使用可能となった場合も、災害対策本部に要請し、できるだけ早期に応急危険度判定士による判定を実施しましょう。

※避難所開設時点で安全であっても、その後の余震等によって状況が変化するため、適宜再確認を行いましょう。

衛生面について

・トイレの対応方法の流れ

1 目視で分かるところに破損があるか

ある

ない

2 使用禁止

簡易トイレ、携帯トイレを利用する



簡易トイレ

対策1

2 個室トイレの便座を利用

通常のトイレとしては使用禁止
携帯トイレの個室スペースとして利用する



便座のみ利用

対策2

※ 発災直後は、水が流れなかったり下水道が上手く機能しなかったりするため、上記のような対応をしましょう。

3 トイレの入口に、以下のような張り紙を設置します。

このトイレは水を流せません。

○使用後は、漏れないように結んでゴミ袋に捨ててください。
○ゴミ袋が一杯になった場合は、可燃ゴミとして、
ゴミ置き場へもって行ってください。

■感染症の予防として

○手洗いや消毒を励行します。

※ 水不足でもバケツ水やタオルの共用は避け、備蓄品の手指消毒液などを使用して対処します。

○風の流行季節にはマスクの使用を奨励します。

衛生面に気をつけて、協力してトイレを清潔に保ちましょう
また、感染症の予防にも注意しておきましょう